



安全データシート

1 化学品及び会社情報

- 化学品（製品）の名称

K + C O L O R S インテリアペイント グレージュ

- 供給者の会社名：ニッペホームプロダクツ株式会社
- 住所：東京都品川区南品川4-1-15
- 連絡先：
 - 電話番号：03-3740-1252
 - ファクシミリ番号：03-3740-1247
- 製品の種類：塗料 / 接着剤
- 推奨用途：塗料及び塗料関連用途
- 使用上の制限：推奨用途以外の用途へ使用する場合は専門家の判断を仰ぐこと

2 危険有害性の要約

【GHS分類】

- 発がん性：区分1
- 特定標的臓器毒性（単回ばく露）：
区分1(呼吸器系)
- 特定標的臓器毒性（反復ばく露）：
区分1(呼吸器系)、区分2

【GHSラベル要素】

- 絵表示



- 注意喚起語
 - 危険
- 危険有害性情報
 - 発がんのおそれ
 - 臓器の障害
 - 長期にわたる、又は反復ばく露による臓器の障害
- 注意書き
 - 予防策
 - 使用前に取扱説明書を入手すること。
 - 全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
 - 粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。
 - 取扱い後は、手洗いおよびうがいを十分に行うこと。
 - この製品を使用するときに、飲食または喫煙をしないこと。
 - 保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。
 - 本来の用途以外に使用しないこと。
 - 応急措置
 - 気分が悪い時は、医師の診察／手当を受けること。
 - 特別な処置が必要である。
 - 口をすすぐこと。
 - ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師の診察／手当てを受けること。
 - 吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
 - 容器からこぼれた時には、砂などを散布した後処理すること。

- 保管

- * 施錠して保管すること。
- * 直射日光や水濡れは厳禁。
- * 塗料等の缶の積み重ねは3段までとすること。

- 廃棄

- * 内容物 / 容器を国際、国、都道府県又は市町村の規則に従って産業廃棄物として廃棄すること。

【他の危険有害性】

- 健康に対する有害性

- 発がんのおそれ
- 臓器の障害(単回ばく露)
- 長期または反復ばく露による臓器の障害

3 組成及び成分情報

【化学物質・混合物の区別】

- 混合物

【化学物質等の化学特性 / 危険有害成分】

化学名又は一般名	CAS No.	濃度%	備考					
			濃度範囲%	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
酸化チタン	13463-67-7	15 ~ 20	—	—	—	191	—	—
オキシ水酸化鉄	20344-49-4	1 ~ 5	—	—	—	192	—	—
鉛油	—	0.1 ~ 1	—	—	—	168	—	—
結晶性二酸化硅素(石英)	14808-60-7	0.1 ~ 1	—	—	—	165 の 2	—	—
酸化亜鉛	1314-13-2	0.1 ~ 1	—	—	—	188	—	—
鉛油	—	0.1 ~ 1	—	—	—	168	—	—
カーボンブラック	1333-86-4	0.1 ~ 1	—	—	—	130	—	—
炭酸カルシウム	1317-65-3	10 ~ 15	—	—	—	—	—	—
含水珪酸マグネシウム(タルク)	14807-96-6	10 ~ 15	—	—	—	—	—	—
トリプロピレンギリコール n-ブチルエーテル	55934-93-5	1 ~ 5	—	—	—	—	—	—

【注 1】 キシレン(1330-20-7)、トリメチルベンゼン(25551-13-7)はそれぞれ異性体混合物

- (1) は PRTR 法施行令別表第一の特定第1種指定化学物質に該当する「管理番号」
- (2) は PRTR 法施行令別表第一の第1種指定化学物質(ただし(1)を除く)に該当する「管理番号」
- (3) は PRTR 法施行令別表第二の第2種指定化学物質に該当する「管理番号」
- (4) は安衛法57条の2にかかる施行令別表第9の通知対象物に該当する「号の番号」

R7:2025年4月1日以降適用予定

R8:2026年4月1日以降適用予定

- (5) は企業秘欄

- (6) は自治体(都道府県、政令指定都市)独自設定のPRTR 対象物質(国が定めるPRTR 法対象物質を除く)

【注 2】 化合物の異性体においてPRTR 法で一部の異性体を号の名称と定めている場合(Aとする)と安衛法では異性体全體の総称で号の名称を定めている場合(Bとする)、BはAを除いた濃度で示す。

【注 3】 濃度%、濃度範囲%

- (1) PRTR 法該当物質は濃度%で記載する。安衛法57条の2該当物質は製品の特性上含有量に幅が生じる場合は濃度範囲%で記載し、それ以外の場合は安衛法特別則(特化則、有機則、鉛則等)に該当する物質を濃度%で記載し、特別則に該当しない物質は事業者の財産上の利益を不当に害するおそれがある(営業秘密に該当する)ため濃度範囲%で記載する。
- (2) PRTR 法該当の金属化合物等の場合では、下欄外に含有量%の計算根拠を記載している。
- (3) 表の中の数字が括弧で囲まれている場合は、次の場合
 - (3-1) 対象物質であるが、規定値以下である場合。
 - (3-2) 下の欄外に計算表がある場合で金属量等がPRTR 報告の対象となる場合。

4 応急措置

- 吸入した場合

- 蒸気又は揮発成分を吸い込んで、気分が悪くなつた場合には、空気の清浄な場所で安静にし、医師の診断を受けること。

- 皮膚に付着した場合

- 付着物を布にて素早く拭き取る。
- 大量の流水及び石鹼又は皮膚用の洗剤を使用して充分に洗い落とす。溶剤、シンナーは使用しないこと。
- 外観に変化が見られたり、痛みがある場合には医師の診断を受けること。

- 眼に入った場合

- 直ちに大量の清浄な流水で15分以上洗う。

- 次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。
- まぶたの裏まで完全に洗うこと。
出来るだけ速く医師の診断を受けること
- 飲み込んだ場合
 - 誤って飲み込んだ場合には、安静に上体を起こして大量の水（可能であれば生理食塩水）を飲ませて、直ちに医師の診断を受けること。ただし、気を失っている場合には、無理に飲ませない。
 - 嘔吐物は飲み込ませないこと。
 - 医師の指示による以外は無理に吐かせないこと。
- 応急措置をする者の保護
 - 適切な保護具（保護メガネ、防護マスク、手袋等）を着用する。
 - 換気を行う。

5 火災時の措置

- 適切な消火剤
 - ()水、()炭酸ガス、()泡、()粉末（リン酸塩類等を使用するもの）、
()粉末（炭酸水素塩類等を使用するもの）、()乾燥砂、()霧状強化液、()その他
- 消火方法
 - 高温に曝された場合、発火するおそれがあるので火源から遠ざけること。

6 漏出時の措置

【人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置】

- 作業の際には適切な保護具（手袋、保護マスク、エプロン、ゴーグル等）を着用すること。
- 屋内では換気をしっかり行うこと。
- 屋外の場合には、できるだけ風上から作業を行うこと。
- 周辺を立ち入り禁止にして、関係者以外を近づけないようにして二次災害を防止すること。

【環境に対する注意事項】

- 河川への流出等により、環境への影響を起こさないように注意すること。

【封じ込め及び浄化の方法・機材】

- 漏出物は、密閉できる容器に回収し、安全な場所に移すこと。
- 付着物、廃棄物などは、関係法規に基づいて処置すること。
- スコップ、ウエス等で回収する。大量の流出には盛土などで流出を防ぐこと。
- 水での洗浄なども、河川等へ排出、環境汚染を引き起こすおそれもあり注意すること。

7 取扱い及び保管上の注意

【取扱い】

- 換気の良い場所で取り扱う。容器はその都度密栓すること。
- 皮膚、粘膜、又は着衣に触れたり、目に入らぬよう保護具を着用すること。
- 取り扱い後は手・顔等を良く洗い、休憩所等に手袋等の汚染保護具を持ち込まないこと。
- 塗装具の洗浄水は産業廃棄物として処理し、川又は排水口に流さないこと。

【保管】

- 日光の直射を避ける。通風のよいところに保管すること。
- 漏れ、あふれ、飛散しないように必要な措置を講ずること。
- 盗難防止のために施錠管理する。子供の手の届かないところに保管すること。

8 ばく露防止及び保護措置

【設備対策】

- 屋内取り扱い作業の場合は、自動塗装機等を使用する等作業者が直接ばく露されない設備とするか、局所排気装置等により作業者がばく露から避けられるような設備にすること。
- 許容濃度

化学名	管理濃度		濃度基準値		ACGIH	
	(ppm)	(mg/m ³)	(8 時間)	(短時間)	(ppm)	(mg/m ³)
酸化チタン	-	-	-	-	-	0.2(nano) /2.5(fine)
結晶性二酸化硅素(石英)	-	-	-	-	-	0.025
酸化亜鉛	-	-	-	-	-	2
炭酸カルシウム	-	-	-	-	-	10
含水珪酸マグネシウム(タルク)	-	-	-	-	-	2
酸化チタン	-	-	-	-	-	0.2(nano) /2.5(fine)
結晶性二酸化硅素(石英)	-	-	-	-	-	0.025
酸化亜鉛	-	-	-	-	-	2
炭酸カルシウム	-	-	-	-	-	10
含水珪酸マグネシウム(タルク)	-	-	-	-	-	2
酸化チタン	-	-	-	-	-	0.2(nano) /2.5(fine)
結晶性二酸化硅素(石英)	-	-	-	-	-	0.025
酸化亜鉛	-	-	-	-	-	2
炭酸カルシウム	-	-	-	-	-	10
含水珪酸マグネシウム(タルク)	-	-	-	-	-	2
酸化チタン	-	-	-	-	-	0.2(nano) /2.5(fine)
結晶性二酸化硅素(石英)	-	-	-	-	-	0.025
酸化亜鉛	-	-	-	-	-	2
炭酸カルシウム	-	-	-	-	-	10
含水珪酸マグネシウム(タルク)	-	-	-	-	-	2
酸化チタン	-	-	-	-	-	0.2(nano) /2.5(fine)
結晶性二酸化硅素(石英)	-	-	-	-	-	0.025
酸化亜鉛	-	-	-	-	-	2
炭酸カルシウム	-	-	-	-	-	10
含水珪酸マグネシウム(タルク)	-	-	-	-	-	2
酸化チタン	-	-	-	-	-	0.2(nano) /2.5(fine)
結晶性二酸化硅素(石英)	-	-	-	-	-	0.025
酸化亜鉛	-	-	-	-	-	2
炭酸カルシウム	-	-	-	-	-	10
含水珪酸マグネシウム(タルク)	-	-	-	-	-	2
酸化チタン	-	-	-	-	-	0.2(nano) /2.5(fine)
結晶性二酸化硅素(石英)	-	-	-	-	-	0.025
酸化亜鉛	-	-	-	-	-	2
炭酸カルシウム	-	-	-	-	-	10
含水珪酸マグネシウム(タルク)	-	-	-	-	-	2
酸化チタン	-	-	-	-	-	0.2(nano) /2.5(fine)
結晶性二酸化硅素(石英)	-	-	-	-	-	0.025
酸化亜鉛	-	-	-	-	-	2
炭酸カルシウム	-	-	-	-	-	10
含水珪酸マグネシウム(タルク)	-	-	-	-	-	2
酸化チタン	-	-	-	-	-	0.2(nano) /2.5(fine)
結晶性二酸化硅素(石英)	-	-	-	-	-	0.025
酸化亜鉛	-	-	-	-	-	2
炭酸カルシウム	-	-	-	-	-	10
含水珪酸マグネシウム(タルク)	-	-	-	-	-	2
酸化チタン	-	-	-	-	-	0.2(nano) /2.5(fine)
結晶性二酸化硅素(石英)	-	-	-	-	-	0.025
酸化亜鉛	-	-	-	-	-	2
炭酸カルシウム	-	-	-	-	-	10
含水珪酸マグネシウム(タルク)	-	-	-	-	-	2
酸化チタン	-	-	-	-	-	0.2(nano) /2.5(fine)
オキシ水酸化鉄	-	2.9	-	-	-	10
結晶性二酸化硅素(石英)	-	-	-	-	-	0.025
酸化亜鉛	-	4/8	-	-	PS2310090017311 / SDS20240405-962	3
カーボンブラック	-	-	-	-	-	-

【注1】8時間濃度基準値及び短時間濃度基準値の値は、温度25度、1気圧の空気中における濃度を示す

【注2】1の付されている短時間濃度基準値については、化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針（令和5年4月27日付け技術上の指針公示第24号）5-1の(2)のイの規定を適用するとともに、同指針5-2の(3)の規定の適用の対象となる天井値として取り扱うものとする

【保護具】

- 呼吸器の保護具
 - その有害性物質に対して適切な保護のできる保護マスクを着用すること。
- 手の保護具
 - 有機溶剤又は化学薬品が浸透しない材質の手袋を着用する。特にケトン系、エステル系の強溶剤主体の製品を扱う場合、ポリウレタン材質、天然ゴム材質の耐溶剤手袋を着用するか、SDS記載成分に耐える適切な手袋をカタログより選び着用すること。
- 眼、顔面の保護具
 - 取り扱いには保護メガネを着用すること。
- 皮膚及び身体の保護具
 - 必要に応じて皮膚が直接ばく露されないような保護具を着用すること。

9 物理及び化学的性質

【化学物質等の外観】

- 物理状態 : () 気体、() 液体、() 固体
- 色 : グレー色
- 臭い : 僅かなアクリル臭
- 融点、凝固点 : 情報を有していない
- 沸点又は初留点及び沸点範囲 : 100 ~ 274
- 可燃性 : 情報を有していない
- 爆発下限界及び爆発上限界 / 可燃限界 : 情報を有していない
- 引火点 : なし
- 自然発火点 : 202
- 分解温度 : 情報を有していない
- pH : 8.5
- 動粘性率 : 情報を有していない
- 溶解度 : 情報を有していない
- n-オクタノール / 水分配係数 : 情報を有していない
- 蒸気圧 : 情報を有していない
- 相対密度 : 1.48/23
- 相対ガス密度 : 情報を有していない
- 粒子特性 : 対象外

10 安定性及び反応性

【反応性】

- 情報を有していない

【化学的安定性】

- 通常の温度、圧力の条件下では安定である。

【危険有害反応可能性】

- 避けるべき条件
 - 情報を有していない
- 混触危険物質
 - 情報を有していない
- 危険有害な分解生成物
 - 情報を有していない。
- その他の有害性情報
 - 情報を有していない

11 有害性情報

【急性毒性】

化学名	LD50 (経皮) mg/kg	LC50 (吸入)		LD50 (経口) mg/kg
		蒸気 ppm/4H	粉塵、ミスト mg/L/4H	
酸化チタン	2500	20000	5	2500
オキシ水酸化鉄	-	-	-	-
鉛油	-	-	-	-
結晶性二酸化硅素 (石英)	-	-	-	-
酸化亜鉛	-	-	-	-
鉛油	-	-	-	-
カーボンブラック	-	-	-	-
炭酸カルシウム	-	-	-	-
含水珪酸マグネシウム (タルク)	-	20000	-	2500
トリプロピレングリコール n-ブチルエーテル	-	-	-	-

【注】 -は情報を有していないことを示す。

【皮膚腐食性 / 刺激性】

- ・ 情報を有していない

【眼に対する重篤な損傷性 / 眼刺激性】

- ・ 情報を有していない

【呼吸器感作性又は皮膚感作性】

- ・ 情報を有していない

【生殖細胞変異原性】

- ・ 情報を有していない

【発がん性】

- ・ カーボンブラック : 区分 2
- ・ 結晶性二酸化硅素 (石英) : 区分 1A

【生殖毒性】

- ・ 情報を有していない

【特定標的臓器毒性 (単回ばく露)】

- ・ 含水珪酸マグネシウム (タルク) : 区分 1(呼吸器系)
- ・ オキシ水酸化鉄 : 区分 3(気道刺激性)

【特定標的臓器毒性 (反復ばく露)】

- ・ 酸化チタン : 区分 1(呼吸器系)
- ・ 含水珪酸マグネシウム (タルク) : 区分 1(呼吸器系)
- ・ オキシ水酸化鉄 : 区分 1

【誤えん有害性】

- ・ 情報を有していない

【その他の有害性情報】

- ・ 情報を有していない

12 環境影響情報

- ・ 漏洩、廃棄などの際には、環境に影響を与えるおそれがあるので、取り扱いに注意する。特に、製品や洗浄水が、地面、川や排水溝に直接流れないように対処すること。
- ・ 生態毒性
 - 情報を有していない
- ・ 残留性・分解性
 - 情報を有していない
- ・ 生体蓄積性
 - 情報を有していない
- ・ 土壤中の移動性

- 情報を有していない
- オゾン層への有害性
 - 情報を有していない
- 水生環境有害性 短期（急性）
 - 情報を有していない
- 水生環境有害性 長期（慢性）
 - 情報を有していない

13 廃棄上の注意

- 廃棄においては、関連法規並びに地方自治体の基準に従うこと。
- 廃塗料、廃溶剤、廃薬剤、容器等の廃棄物は、許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約して処理すること。
- 容器、機器装置等を洗浄した排水等は、地面や排水溝へそのまま流さないこと。
- 排水処理等により発生した廃棄物についても、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係する法規に従って処理を行うか、委託すること。
- 空容器は内容物を完全に除去してから処分すること。
- 空容器、包装等はリサイクルを推奨すること。
- ダイオキシンなどの有害ガスが発生するおそれがある場合には、許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約をして処理すること。
- 使用済みの容器は、一定の場所を定めて集積すること。

14 輸送上の注意

【輸送に関する規制及び分類に関する情報】

- 国連番号：該当なし
- 容器等級：
- 輸送の特定の安全対策及び条件
 - 取扱い及び保管上の注意の項の記載に従うこと。
 - 容器に漏れの無いことを確かめ、転倒、落下、損傷がないように積み込み、荷崩れ防止を確実に行うこと。

【国内規制がある場合の規制情報】

- 指針番号：該当なし
- 陸上輸送
 - 荷送り人は運送者に運搬注意書（イエローカード等）を交付する。
 - 消防法、労働安全衛生法、毒劇物法に該当する場合は、それぞれの該当法律に定められる運送方法に従うこと。
- 海上輸送
 - 船舶安全法、海洋汚染防止法に定めるところに従うこと。
- 航空輸送
 - 航空法に定めるところに従うこと。
- その他 :-

15 適用法令

- 使用において、都道府県条例に該当の場合、条例にもとづき取り扱うこと。
- 労働安全衛生法 : 第57条 名称表示物質
- 労働安全衛生法 : 第57条の2 通知対象物
 - カーボンブラック 政令番号 別表第9の130
 - 結晶質シリカ 政令番号 別表第9の165の2
 - 鉛油 政令番号 別表第9の168
 - 酸化亜鉛 政令番号 別表第9の188
 - 酸化チタン（IV） 政令番号 別表第9の191
 - 酸化鉄 政令番号 別表第9の192
- 労働安全衛生法 : 労働安全衛生規則第577条の2 第3項（がん原性物質）
 - 結晶性二酸化硅素（石英）

16 その他の情報

- キシレン、トリメチルベンゼンは異性体があるため以下の通り記載しています。
《異性体を合算して混合物として記載（PRTR法にかかる部分）》
第3項 化学物質等の化学特性 / 危険有害成分
第15項 適用法令（法令名称）
《異性体を含む情報を記載》
第8項 許容濃度
第11項 有害性情報
第12項 環境影響情報

【引用文献】

- オーム社：溶剤ポケットブック危険防災救急便覧
- 国際化学物質安全カード（I C S C）
- 丸善：ザックス有害物質データブック
- 中央労働災害防止協会：化学物質の危険・有害便覧
- R T E C S : Registry of Toxic Effects of Chemical Substances
- A C G I H : Threshold Limit for Chemical Substances and Physical Agents
- UL LLC 製物質データベース

注意

記載のデータや評価に関しては、いかなる保証をなすものではありません。また、記載事項は通常の取り扱いを対象とするものですので、指定された用途、用法以外には使用しないでください。記載内容は、現時点入手できた資料や情報にもとづいて作成しておりますが、今後法律、規則等の改正、新たな知見及び試験等により改正することがあります。

なお、この「安全データシート」は日本国内においてのみ適用するものとします。